

(朝倉県土整備事務所経由)

3久整第45号-47

令和3年6月15日

(株) 柿原建設

柿原 良至 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



特定 建設業の許可について (通知)

令和3年5月14日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	福岡県知事 許可(特-3) 第54217号
許可の有効期間	令和3年7月21日から令和8年7月20日まで
建設業の種類	とび・土工工事業 水道施設工事業
	土木工事業 舗装工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和8年6月20日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)